

京都市告示第 305 号

平成 16 年 4 月 1 日京都市告示第 58 号（知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準）を次のように改めました。

平成 16 年 10 月 1 日

京都市長 榊本 頼兼

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準

指定居宅支援（知的障害者福祉法第 15 条の 5 第 1 項に規定する指定居宅支援をいう。以下同じ。）又は基準該当居宅支援（同法第 15 条の 7 第 1 項に規定する基準該当居宅支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表により算定した額とする。

別表

知的障害者居宅生活支援費額算定表

通則

- イ 指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額は、1、2（注 2、注 3 及び注 4 を除く。）、3（注 3 を除く。）又は 4 により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合（平成 15 年厚生労働省告示第 32 号）を乗じて得た額に、2（注 2、注 3 及び注 4 に限る。）又は 3（注 3 に限る。）により算定する額を加えた額とする。
- ロ イの規定により指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

1 知的障害者居宅介護支援費

イ 身体介護が中心である場合

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 所要時間 30 分未満の場合 | 2,310 円 |
| (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 | 4,020 円 |

- (3) 所要時間 1 時間以上の場合 5,840 円に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 1,820 円を加算した額
- ロ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000 円
- ハ 家事援助が中心である場合
- (1) 所要時間 30 分未満の場合 800 円
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 1,530 円
- (3) 所要時間 1 時間以上の場合 2,220 円に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 830 円を加算した額
- ニ 移動介護が中心である場合
- (1) 身体介護を伴う場合
- (一) 所要時間 30 分未満の場合 2,310 円
- (二) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 4,020 円
- (三) 所要時間 1 時間以上の場合 5,840 円に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 1,820 円を加算した額
- (2) 身体介護を伴わない場合
- (一) 所要時間 30 分未満の場合 1,530 円
- (二) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 1,530 円
- (三) 所要時間 1 時間以上の場合 2,220 円に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 830 円を加算した額

注 1 利用者に対して、指定居宅介護事業所（知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 80 号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は基準該当居宅介護事業所（指定居宅支援等基準第 40 条第 1 項に規定する基準該当居

宅介護事業所をいう。)の従業者(同項に規定する従業者をいう。)(注6において「居宅介護従業者」という。)が、指定居宅介護(指定居宅支援等基準第4条に規定する指定居宅介護をいう。)又は基準該当居宅介護(指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護をいう。)(以下「指定居宅介護等」という。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定額を算定する。

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護(入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定額を算定する。
- 4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助(調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
- 5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、移動介護(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動の介護をいう。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める要件(平成15年厚生労働省告示第33号)を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居

宅介護等を行ったときは、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定額を算定する。

7 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の25に相当する額を所定額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の50に相当する額を所定額に加算する。

8 利用者が知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所又は通所による知的障害者施設支援を受けている間は、知的障害者居宅介護支援費は、算定しない。

2 知的障害者デイサービス支援費

イ 単独型知的障害者デイサービス支援費

(1) 所要時間4時間未満の場合

(一) 区分1	2,870 円
(二) 区分2	2,570 円
(三) 区分3	2,270 円

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

(一) 区分1	4,790 円
(二) 区分2	4,290 円
(三) 区分3	3,790 円

(3) 所要時間6時間以上の場合

(一) 区分1	6,230 円
(二) 区分2	5,570 円
(三) 区分3	4,920 円

ロ 併設型知的障害者デイサービス支援費

(1) 所要時間4時間未満の場合

(一) 区分1	2,190 円
(二) 区分2	1,890 円
(三) 区分3	1,590 円

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

(一) 区分1	3,650 円
(二) 区分2	3,150 円
(三) 区分3	2,650 円

(3) 所要時間6時間以上の場合

(一) 区分1	4,740 円
(二) 区分2	4,090 円
(三) 区分3	3,440 円

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成15年厚生労働省告示第35号）に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。）に届け出た指定デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第46条第1項に規定する指定デイサービス事業所をいう。）又は基準該当デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービス事業所をいう。）（注2及び注4において「指定デイサービス事業所等」という。）において、指定デイサービス（指定居宅支援等基準第45条に規定する指定デイサービスをいう。）又は基準該当デイサービス（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービスをいう。）（以下この注において「指定デイサービス等」という。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定め

る区分（平成 15 年厚生労働省告示第 37 号）に応じて、現に要した時間ではなく、デイサービス計画に位置付けられた内容の指定デイサービス等を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定額を算定する。

2 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定デイサービス事業所等においてデイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1 日につき 420 円を所定額に加算する。

3 利用者に対して入浴介助を行った場合は、1 日につき 410 円を所定額に加算する。

4 利用者に対して、その居宅と指定デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合は、片道につき 550 円を所定額に加算する。

5 利用者が知的障害者短期入所を受けている間又は通所による知的障害者施設支援を受けることとなっている間は、知的障害者デイサービス支援費は、算定しない。

3 知的障害者短期入所支援費（1 日につき）

イ 区分 1	7,960 円
ロ 区分 2	7,220 円
ハ 区分 3	4,550 円

注 1 指定短期入所事業所（指定居宅支援等基準第 66 条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）において指定短期入所（指定居宅支援等基準第 64 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分（平成 15 年厚生労働省告示第 37 号）に応じ、それぞれ所定額を算定する。ただし、重症心身障害者（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。）である利用者に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った

場合は、所定額にかかわらず、1日につき20,310円を算定する。

2 宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、注1の規定により算定する額に、現に要した時間ではなく、指定短期入所に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額を算定する。

イ 所要時間4時間未満の場合	100分の25
ロ 所要時間4時間以上8時間未満の場合	100分の50
ハ 所要時間8時間以上の場合	100分の75

3 利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合（宿泊を伴わない指定短期入所の場合を除く。）は、片道につき1,860円を所定額に加算する。

4 利用者が通所による知的障害者施設支援を受けている間は、知的障害者短期入所支援費は、算定しない。

4 知的障害者地域生活援助支援費

イ 入居定員が4人の場合

(1) 区分1	131,470円
(2) 区分2	65,730円

ロ 入居定員が5人の場合

(1) 区分1	118,320円
(2) 区分2	52,590円

ハ 入居定員が6人の場合

(1) 区分1	109,550円
(2) 区分2	43,820円

ニ 入居定員が7人の場合

(1) 区分1 103,290円

(2) 区分2 37,560円

注 指定地域生活援助事業所（指定居宅支援等基準第82条に規定する指定地域生活援助事業所をいう。）において指定地域生活援助（指定居宅支援等基準第81条に規定する指定地域生活援助をいう。）を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第37号）に応じ、1月につきそれぞれ所定額を算定する。ただし、月の途中で入居又は退居した利用者に係る当該月の分については、次の算式により算出した額を算定する。

算式

当該月の入居日以降又は退居日以前の日数

所定額 × $\frac{\text{---}}{\text{---}}$

当該月の日数

（保健福祉局保健福祉部障害企画課）